

# 財務書類における注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
  - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
  - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)  
ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。
- ② 満期保有目的以外の有価証券
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
  - イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金
  - ウ 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
  - エ 市場価格のないもの……………出資金額  
ただし、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が 30%以上低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による低価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

##### ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。  
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

##### ③ 退職手当引当金

退職手当債務より、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

退職手当債務については、地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込み額算定方法に従っています。

##### ④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (6) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（津市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

変更なし

### (2) 表示方法の変更

変更なし

### (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

## 3. 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

簡易水道事業特別会計において、平成 28 年度決算は平成 29 年 3 月 31 日までの打ち切り決算を行い、平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日)より水道事業会計に統合されました。

モーターボート競走事業特別会計は、平成 28 年度決算は平成 29 年 3 月 31 日までの打ち切り決算を行い、平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日)より地方公営企業法を適用し、モーターボート競走事業会計に移行しました。

### (2) 組織・機構の大幅な変更

商工観光部において、工業振興課、企業誘致室を廃止し、新たに経営支援課、企業誘致課を設置しました。

農林水産部において、農業共済室を廃止しました。

建設部において、用地・地籍調査推進室を設置しました。

モーターボート競走事業会計の企業会計化に伴い、競艇事業部をボートレース事業部とし、競艇管理課、競艇事業課を廃止し、経営管理課、事業推進課を設置しました。

消防本部において、消防安全課、警防室を廃止し、予防課、消防救急課を設置しました。

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

### (4) 重大な災害等の発生

平成 29 年 9 月に発生した台風第 18 号により、被災地域の道路、河川等において被害を受け、緊急に復旧を要する箇所への施設修繕料、復旧工事費等の費用等の発生が 17 百万円程度見込まれています。

平成 29 年 10 月に発生した台風第 21 号により、被災地域の農地、農業用施設、林業施設、道路、公園、河川等において被害を受け、緊急に復旧を要する箇所への施設修繕料、復旧工事費等の費用が 473 百万円程度見込まれています。

#### 4. 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	— 百万円	— 百万円	63,260 百万円	63,260 百万円
一部事務組合等	— 百万円	— 百万円	95 百万円	95 百万円
第三セクター等	— 百万円	— 百万円	705 百万円	705 百万円
計	— 百万円	— 百万円	64,060 百万円	64,060 百万円

##### (2) 係争中の訴訟等

損害賠償等の請求を受けているもの

- ① 平成 26 年（行ウ）第 1 号 奨励措置指定取消処分取消等請求事件
- ② 平成 26 年（行ウ）第 8 号 津市新最終処分場等建設工事に係る公金支出の差止め等請求事件
- ③ 平成 26 年（行ウ）第 9 号 生存権を守るための行政処分取消請求事件
- ④ 平成 27 年（ワ）第 110 号 損害賠償請求事件
- ⑤ 平成 27 年（行ウ）第 21 号 生存権を守るための行政処分取消請求事件
- ⑥ 平成 28 年（行ウ）第 1 号 損害賠償命令請求住民訴訟事件
- ⑦ 平成 28 年（ワ）第 491 号 損害賠償請求事件
- ⑧ 平成 28 年（行ウ）第 12 号 美杉新最終処分場住民訴訟事件
- ⑨ 平成 28 年（行ウ）第 20 号 固定資産評価審査決定取消請求事件
- ⑩ 平成 29 年（行ウ）第 6 号 懲戒免職処分取消請求事件
- ⑪ 平成 29 年（ワ）第 404 号 損害賠償請求事件
- ⑫ 平成 29 年（行ウ）第 13 号 損害賠償命令請求住民訴訟事件
- ⑬ 平成 30 年（ワ）第 92 号 損害賠償請求事件

損害賠償等の請求を行っているもの

- ① 平成 30 年 (ウ) 第 77 号 建物明渡等請求事件
- ② 平成 30 年 (ウ) 第 78 号 建物明渡等請求事件
- ③ 平成 30 年 (ウ) 第 79 号 建物明渡等請求事件
- ④ 平成 30 年 (ウ) 第 80 号 建物明渡等請求事件
- ⑤ 平成 30 年 (ウ) 第 81 号 建物明渡等請求事件
- ⑥ 平成 30 年 (ウ) 第 82 号 建物明渡等請求事件
- ⑦ 平成 30 年 (ウ) 第 174 号 建物明渡等請求事件
- ⑧ 平成 30 年 (ウ) 第 175 号 建物明渡等請求事件

## 5. 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名		区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計		—	—	— %
一般会計等	土地区画整理事業特別会計		特別会計	全部	100 %
一般会計等	住宅新築資金等貸付事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）		特別会計	全部	100 %
全体会計	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）		特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	市営浄化槽事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	共同污水处理施設事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	農業集落排水事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	水道事業会計		公営企業会計	全部	100 %
全体会計	工業用水道事業会計		公営企業会計	全部	100 %
全体会計	駐車場事業会計		公営企業会計	全部	100 %
全体会計	農業共済事業会計		公営企業会計	全部	100 %
全体会計	下水道事業会計		公営企業会計	全部	100 %
全体会計	モーターボート競走事業会計		公営企業会計	全部	100 %
連結会計	三重県市町 総合事務組合	一般会計	一部事務組合 ・広域連合	比例	3.45 %
		共同研修特別会計			3.45 %
		共同デジタル地図特別会計			3.45 %
		物品等入札参加資格特別会計			5.45 %
		退職手当特別会計			— %
		消防救急無線特別会計			6.90 %
		公平委員会特別会計			— %
連結会計	三重地方税管理回収機構		一部事務組合 ・広域連合	比例	8.66 %
連結会計	三重県後期高齢者 医療広域連合	一般会計	一部事務組合 ・広域連合	比例	14.35 %
		特別会計			16.04 %
連結会計	津市土地開発公社		第三セクター等	比例	100 %
連結会計	公益財団法人津市社会教育振興会		第三セクター等	比例	100 %
連結会計	津駅前都市開発株式会社		第三セクター等	比例	100 %
連結会計	株式会社伊勢湾ハリポート		第三セクター等	比例	100 %

連結会計	株式会社まちづくり津夢時風	第三セクター等	比例	100 %
連結会計	株式会社津センターパレス	第三セクター等	全部	100 %
連結会計	株式会社津サイエンスプラザ	第三セクター等	比例	100 %
連結会計	青山高原保健休養地管理株式会社	第三セクター等	比例	100 %
連結会計	社会福祉法人津市社会福祉事業団	第三セクター等	比例	100 %
連結会計	社会福祉法人津市社会福祉協議会	第三セクター等	全部	100 %

- ② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。
- ③ 特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合に基づき比例連結の対象としています。
- ⑤ 地方三公社は、すべて全部連結の対象範囲としています。
- ⑥ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。
- ⑦ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。  
 なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものと調整しています。
- ⑧ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑨ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	5.0 %
将来負担比率	45.5 %

- ⑩ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1,894 百万円
- ⑪ 繰越事業に係る将来の支出予定額 3,468 百万円

## (2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

### ア 範囲

すべての普通財産

### イ 内訳

事業用資産	10,787	百万円
土地	7,580	百万円
立木竹	2,560	百万円
建物	552	百万円
工作物	95	百万円
船舶	0	百万円
物品	13	百万円

平成 30 年 3 月 31 日時点における貸借対照表上の簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 126,319 百万円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	66,986	百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	10,583	百万円
将来負担額	197,604	百万円
充当可能基金額	21,035	百万円
特定財源見込額	24,543	百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	126,319	百万円

## (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

### ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

### ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

#### (4) 資金収支計算書に係る事項

##### ① 基礎的財政収支

一般会計等	△6,483	百万円
全体会計	59	百万円
連結会計	1,240	百万円

##### ② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	111,836 百万円	111,275 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	938 百万円	930 百万円
会計間の繰入・繰出の相殺消去に伴う差額	△404 百万円	△404 百万円
繰越金に伴う差額	△472 百万円	- 百万円
資金収支計算書	111,899 百万円	111,801 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計）の分だけ相違します。

##### ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

	一般会計等
資金収支計算書の業務活動収支	3,803 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,005 百万円
投資活動収入のその他の収入	22 百万円
長期延滞債権の増減	△605 百万円
未収金の増減	415 百万円
棚卸資産の増減	△0 百万円
未払金の増減	10 百万円
減価償却費	△21,654 百万円
賞与引当金の増減	△42 百万円
退職手当引当金の増減	343 百万円
徴収不能引当金の増減	13 百万円
資産除売却損	△97 百万円
資産売却益	27 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△16,762 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	5,000 百万円
一時借入金に係る利子額	なし

6. 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。